

議 事 日 程

平成 2 8 年 9 月 2 9 日

午後 1 時 3 0 分 開 会

第 1 開 会

第 2 会 期 日 程

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 前会会議録の承認

第 5 教育長報告

第 6 議 案 上 程

第33号議案 島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時
に代理させる規則の一部を改正する規則

第34号議案 平成 2 8 年度島原市教育委員会表彰について

第 7 次回定例教育委員会の日程について

第 8 そ の 他

(1) 報告事項

- ① 10月行事予定について
- ② 9月市議会定例会一般質問報告
- ③ 第2期島原市教育振興基本計画について
- ④ 島原市スポーツ推進計画について

(2) その他

島原市教育委員会

報 告 事 項

- 行事報告
- 行事予定表
- 市議会一般質問答弁要旨

平成28年9月29日 定例会

教育委員会 10月定例会 報告事項

[9月]

(教育総務課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
2	金	9月定例会市議会 開会	10:00	本庁議場	委員長、教育長、教育次長
5	月	教育委員会9月定例会	13:30	有明庁舎1階相談室	教育委員、教育長、教育次長、各課長 議案審議1件及び報告事項他
6	火	9月定例会市議会本会議 一般質問	10:00	本庁議場	委員長、教育長、教育次長、課長
7	水	9月定例会市議会本会議 一般質問	10:00	本庁議場	教育長、教育次長、課長
7	水	学校事務部会	13:30	有明庁舎3階大会議室	古川主査
8	木	9月定例会市議会本会議 一般質問	10:00	本庁議場	教育長、教育次長
9	金	9月定例会市議会本会議 一般質問	10:00	本庁議場	教育長、教育次長、課長
12	月	9月定例会市議会 総務委員会	10:00	本庁4階会議室	教育長、教育次長
14	水	9月定例会市議会 教育厚生委員会	10:00	本庁4階会議室	教育長、教育次長、課長、班長
15	木	建設工事指名選定委員会	9:00	本庁第2応接室	教育次長
15	木	島原商工会議所平成28年度役員会	13:30	ホテルシーサイド	教育次長
16	金	9月定例会市議会 予算審査特別委員会	10:00	本庁4階会議室	教育長、教育次長、課長、班長
20	火	広報編集委員会	9:00	本庁別館3階待機室	課長
23	金	9月定例会市議会 閉会	10:00	本庁議場	委員長、教育長、教育次長
26	月	平成29年度当初予算各小中学校ヒアリング(～30日)	9:30	市内小中学校	課長、班長、倉本主任、本多主任、竹中 主査、古川主査、三雲技術員、橋本技術 員
28	水	企画委員会	9:30	本庁第2応接室	教育次長、課長、班長
29	木	一般財団法人島原城振興協会理事会	10:00	森岳公民館	教育次長
29	木	教育委員会10月定例会	13:30	有明庁舎 1階相談室	教育委員、教育長、教育次長、各課長 議案審議2件及び報告事項他
30	金	辞令交付式	9:00	本庁第1応接室	教育長、教育次長
		《付記事項》			
11	日	第51回有明地区体育祭	9:00	有明の森運動場	教育長
11	日	杉谷地区敬老祝賀会	10:00	杉谷公民館	教育次長
17	土	九州一般男子ソフトボール長崎県大会	9:00	有明の森運動場	教育長
25	日	四小・杉谷地区合同運動会	8:30	第四小学校	教育委員、教育長
25	日	五小・安中心れあい運動会	8:30	第五小学校	教育委員、教育長、教育次長

月	日	曜	報 告 事 項	内 容 ならびに 参 考 事 項
9	2	金	9月市議会開会	10:00 本庁 教育長 教育次長 課長
	2	金	養護教諭部会	14:00 杉谷公 横田
	5	月	定例教育委員会	13:30 有明庁舎 教育長 教育委員 教育次長 課長
	6	火	9月市議会一般質問	10:00 本庁 教育長 教育次長 課長
	6	火	第4回中体連理事会	14:00 二中 中尾
	7	水	9月市議会一般質問	10:00 本庁 教育長 教育次長 課長
	7	水	定例校長会	9:30 杉谷公 課長 中村 松尾 中尾 酒井 横田
	8	木	学力調査検証委員会	13:00 長崎 酒井
	8	木	献立作成会	14:00 有明庁舎 城臺
	9	金	小中合同科学作品展準備	8:30 島原文化会館 中村 松尾 中尾 酒井 横田
	9	金	小中合同科学作品展展示作業	15:00 島原文化会館 酒井
	10	土	小中合同科学作品展(～11日)	10:00 島原文化会館 課長 酒井
	12	月	定例教頭会	10:30 杉谷公 課長 中村 松尾 中尾 酒井 横田
	12	月	小中合同科学作品展会場復元	13:00 島原文化会館 中村 松尾 中尾 酒井
	12	月	小中合同科学作品展作品撤去・反省会	16:00 島原文化会館 酒井
	13	火	教育委員会局議	9:00 有明庁 課長
	13	火	就学相談	9:30 二小 酒井
	14	水	市議会教育厚生員会	10:00 本庁 教育長 教育次長 課長 中村 松尾
	15	木	平成28年度地区別人権教育研修会	9:30 有明文化会館 横田
	15	木	性に関する研修会	14:30 島原文化会館 横田
	16	金	調理業務に係る事業団との打合せ	9:00 事業団事務所 課長 城臺
	21	水	定例記者会見	10:00 本庁 松尾
	21	水	こころの緊急支援チーム基礎研修	14:00 県南保健所 中尾
	21	水	第2回ALTミーティング	15:30 森岳公 中村
	23	金	9月市議会閉会	10:00 本庁 教育長 教育次長 課長
	25	日	四小・五小運動会	8:00 四小・五小 教育長 教育委員 教育次長 課長 中村 松尾 中尾 酒井 横田
	27	火	通学路安全推進会議	8:00 四小 横田
	27	火	三会小研究授業	14:00 三会小 松尾
	27	火	先進地・先進校視察(～29日)	7:25 秋田県 中尾 酒井
	28	水	教育長学力面談(一中・有明中)	13:30 有明庁舎 教育長 課長
29	木	教育長学力面談(二中)	10:00 有明庁舎 教育長 課長	
30	金	学校司書研修会	9:00 有明図書館 横田	
30	金	教務主任研修会	14:00 杉谷公 中尾 酒井	
30	金	地区別教育長、小・中学校合同研修会	13:30 教育長 課長 中村 松尾	
付記	7	水	5歳児健康診査	14:00 保健センター 酒井
	15	木	ジオパーク幹事会	10:00 災害記念館 酒井
	20	火	島原市自立支援協議会こども部会	9:30 森岳公 酒井
	27	火	下折橋集合避難施設整理作業	8:30 下折橋 城臺
	29	木	島原市交通安全対策会議	14:00 本庁 中村
	30	金	資金運用WG	13:30 本庁 城臺

島原市教育委員会 10月定例会報告事項

【平成28年9月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
1	木	あいさつ運動	7:30	市内一円	課長以上、喜多、稲田
6	火	霊丘地区通学合宿スタッフ会議	19:30	霊丘公民館	喜多
7	水	市校長会コミュニティスクール説明会	13:00	杉谷公民館	課長、喜多
9	金	市民音楽祭小中学生の部第2回代表者会	14:30	杉谷公民館	徳永、吉田
9	金	市民音楽祭邦楽の部第2回代表者会	20:00	霊丘公民館	吉田
12	月	森岳地区通学合宿親子説明会	19:30	第一小学校	喜多
13	火	指定管理者募集説明会	17:30	市役所本庁舎	課長、徳永
13	火	霊丘地区通学合宿親子説明会	19:30	第二小学校	喜多
16	金	市民音楽祭洋楽の部第2回代表者会	19:30	霊丘公民館	宇土
28	水	社会教育担当者会	9:30	三会公民館	課長、喜多、松本指導員
29	木	社会教育委員の会	13:30	有明公民館	喜多、野口指導員
29	木	少年センター補導委員幹事会	18:30	平野食堂	課長、喜多、森本指導員、早稲田相談員
25	日	森岳地区通学合宿(入所式)	12:00	森岳公民館	喜多
25	日	霊丘地区通学合宿(入所式)	15:00	霊丘公民館	喜多
28	水	森岳地区通学合宿(退所式)	17:30	森岳公民館	喜多
28	水	霊丘地区通学合宿(退所式)	17:30	霊丘公民館	喜多
※ 各地区にて高齢者学級7回(担当:野口)・婦人学級6回開催(担当:松本)					

【付記事項】

8	木	市子連役員会	19:30	霊丘公民館	喜多、野口指導員
11	日	有明地区体育祭	9:00	有明の森	教育長、課長
25	日	第4小学校・杉谷地区合同運動会	8:30	第4小学校	教育長、宮崎
25	日	第5小学校・安中地区合同運動会	8:30	第5小学校	教育長、野口

教育委員会 10月定例会 報告事項

(スポーツ課)

[9月]

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
5	月	V・ファーレン長崎市長表敬訪問	12:30	本庁第一応接室	課長・福島
5	月	9月定例教育委員会	13:30	有明庁舎1階会議室	課長
7	水	9月定例校長会	9:30	杉谷公民館	園田
8	木	しまばら体操講師	10:25	五小	園田
10	土	野ざくカップ小学生バレー大会	9:00	有明体育館	課長
11	日	第51回有明地区体育祭	9:00	有明の森運動広場	園田・谷川
14	水	教育厚生委員会	10:00	本庁委員会室	課長
14	水	夢の教室「宮本ともみ先生」	9:30	三会小	課長・園田
15	木	夢の教室「不田涼子先生」	9:30	三小	課長・園田
16	金	予算審査特別委員会	10:00	本庁委員会室	課長・谷川
16	金	体育主任会	14:00	二小	園田
21	水	市長定例記者会見	10:00	本庁第二応接室	谷川・園田
25	日	島原市スポーツ推進計画第2回検討委員会	16:00	有明庁舎三階会議室	教育長・課長・課員
26	月	第71回国民体育大会島原市選手団壮行式	17:00	杉谷公民館	教育長・教育次長・課長・課員
28	水	企画委員会	9:00	本庁第二応接室	課長・谷川
2	金	9月議会(～23日)		議場	課長

平成28年10月行事予定表

平成28年9月29日現在

下線太字 教育委員出席予定

- ◎ 教育長出席
- 教育次長出席
- △ 関係課長出席

島原市教育委員会

日	曜	教育総務課	学校教育課	社会教育課	スポーツ課
1	土				
2	日				第61回島原市民体育祭各種競技大会 △
3	月		教職員実態調査 終日 有明総合文化会館 ◎△	朝のあいさつ運動 7:30 市内一円 △	
4	火	市議会決算審査特別委員会 10:00 ◎○△	定例校長会 9:30 杉谷公民館 ◎△		
5	水	市議会決算審査特別委員会 10:00 ◎○△	島原市小学校体育大会 9:30 陸上競技場 ◎△	島原市芸術展覧会開会式 9:00 有明総合文化会館 ◎○△	
6	木		市中体連駅伝競走大会 復興アリーナ 8:30 開会式 競技開始 男子10:00 女子11:45 ◎△		
7	金	島原市暇没者慰霊奉仕会 10:00 島原文化会館 ◎○△	教職員実態調査 午後 有明総合文化会館 ◎△	島原半島社会教育連絡協議会総会及び県公民館大会準備会議 13:30 有公 △	
8	土				
9	日	第61回島原市民体育祭大運動会 9:00 陸上競技場 ◎○△	第61回島原市民体育祭大運動会 9:00 陸上競技場 ◎○△	第61回島原市民体育祭大運動会 9:00 陸上競技場 ◎○△	第61回島原市民体育祭大運動会 9:00 陸上競技場 ◎○△
10	月	体育の日	体育の日	体育の日	体育の日
11	火				
12	水		定例教頭会 13:00 杉谷公民館 △		夢の教室 湯江小 9:30 △
13	木		第38回北村西望賞教育芸術展作品審査会 9:30 島原文化会館 △		夢の教室 高野小 9:30 △
14	金				
15	土	第29回全国健康福祉祭長崎大会 開会式 諫早市 ◎			
16	日	サッカー競技(～17日) 平成町 弓道競技(～17日) 霊丘体育館・弓道場			
17	月				
18	火	教育委員会庶務担当課長・社会教育課長会議 13:30 西海市 △	学校巡回訪問 10:25 三会中学校 ◎○△	教育委員会庶務担当課長・社会教育課長会議 13:30 西海市 △	
19	水	教育委員会庶務担当課長・社会教育課長会議 9:30 西海市 △		教育委員会庶務担当課長・社会教育課長会議 9:30 西海市 △	
20	木	平成28年度九州都市教育長協議会 10:30 久留米市 ◎	都市課長会 終日 島原市 △(10/20～10/21) 平成28年度長崎県中学校キャリア教育研究大会 第三中学校・復興アリーナ		
21	金	平成28年度九州都市教育長協議会 9:30 久留米市 ◎			
22	土		北村西望賞教育芸術展開会式 9:30 有明総合文化会館 ◎○△ 北村西望賞教育芸術展表彰式 10:30 有明総合文化会館 ◎○△ 北村西望賞教育芸術展 ～10/28まで		
23	日				
24	月		学校巡回訪問 10:25 第二小学校 ◎○△		
25	火				
26	水		島原市退職校長会研修会 14:00 霊丘公民館 ○△		
27	木			社会教育委員の会 13:30 有公 △	
28	金				
29	土				
30	日				第39回近県弓道大会 9:30 霊丘公園体育館・弓道場 ◎
31	月				

島原市教育委員会

議案集

第33号議案 島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は
臨時に代理させる規則の一部を改正する規則

第34号議案 平成28年度島原市教育委員会表彰について

平成28年9月29日 定例会

第33号議案

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則
の一部を改正する規則

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和31年島原市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを委員会の決定にかからしめることができる。」を「事務のうち、重要と認めるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経ることができる。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成28年9月29日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

教育長に委任された事務のうち、案件に応じて教育長の判断で委員会の決定を経ることができるよう、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則(案)新旧対照表

改正案	現行	解説及び資料
<p>(委任事務の特例) 第3条 教育長は、前条の規定にかかわらず委任された事務のうち、重要と認めるものは異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経ることができ。</p>	<p>(委任事務の特例) 第3条 教育長は、前条の規定にかかわらず委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを委員会の決定にかからしめることができる。</p>	<p>教育長に委任された事務のうち、案件に応じて教育長の判断で委員会の決定を経ることができよう委任事務の特例の要件を緩和するもの。</p>

(参考)

○島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

昭和31年10月25日教育委員会規則第6号

改正

昭和40年4月1日教委規則第2号

平成2年4月1日教委規則第8号

平成20年3月3日教委規則第3号

平成22年3月30日教委規則第1号

平成25年10月24日教委規則第23号

平成27年4月1日教委規則第8号

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項に基き、島原市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。
- (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。
- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。

- (13) 校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

(委任事務の特例)

第3条 教育長は、前条の規定にかかわらず委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを委員会の決定にかからしめることができる。

(臨時措置)

第4条 教育長は、前2条に定める事項について特に緊急やむを得ない事情が生じた場合に限りこれを臨時に代理することができる。

2 前項の規定により教育長が臨時に代理したときは、直近の委員会に報告しなければならない。

(委員会の会議への報告)

第5条 教育長は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行の状況について、当該各号に定める委員会の会議において報告しなければならない。

- (1) 法第1条の3第1項の大綱に基づいて教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の推進に関する事務 各定例会の会議
- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に対処するため行った事務 当該事務の処理を開始した後最初に招集される会議からその後当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議までの会議
- (3) 会議において特に報告を求められた事務 当該求めにおいて指定された会議（指定がなされなかった場合は、当該求められた会議の次の会議）
- (4) 前3号に定めるもののほか、法第25条第1項の規定に基づいて教育長に委任した事務のうち的重要と認めるもの 当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議（当該事務の処理に長時間を要すると認めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含む。）
- (5) 法第25条第1項の規定に基づいて教育長に臨時に代理させた事務 当該事務の処理が終了した後最初に招集される会議（当該事務の処理に長期間を要すると認めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含む。）

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任する規則（昭和28年島原市教育委員会規則

第1号)は、この規則公布の日から廃止する。

附 則 (昭和40年4月1日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年4月1日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月3日教委規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日教委規則第1号抄)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月24日教委規則第23号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日教委規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に在職する島原市教育委員会教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定は適用しない。

第 3 4 号議案

平成 2 8 年度島原市教育委員会表彰について

平成 2 8 年度島原市教育委員会表彰について、別紙被表彰者の承認を求め
る。

平成 2 8 年 9 月 2 9 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市教育委員会表彰規程第 2 条の規程により、平成 2 8 年度の島原市教
育委員会表彰を行おうとするものである。

(参考)

○島原市教育委員会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、本市教育の振興並びに学術その他文化及び体育の進展に特に寄与したものの表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 次の各号に該当する個人又は団体に対しては、教育委員会が表彰する。

- (1) 公益事業に尽瘁し教育的に功労があり一般の模範と認められるもの
- (2) 特に教育的に奇篤な行為があったもの
- (3) 学校医・学校歯科医等が各学校の嘱託として永年在職し功労のあったもの
- (4) その他教育委員会において表彰に値するものと認めたもの

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 表彰状
- (2) 感謝状

(賞金の附与)

第4条 前条の表彰状及び感謝状には、賞金又は記念品等を附与することができる。

(表彰申請)

第5条 第2条の規定に該当する個人又は団体で表彰するに値するものがあるときは、別表の様式により教育委員会に申請しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和29年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年10月6日教委告示第18号)

この規程は、告示の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

別表 (省略)

○島原市教育委員会表彰規程に基づく表彰選考基準

1 校医の部

- (1) 在職期間が満20年以上の者。
- (2) 対象者は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

※参考1 県教育委員会表彰では、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は勤続30年で永年勤続表彰

※参考2 県教育委員会表彰を受ける前段として、市教育委員会表彰の受賞が要件とされる。

2 育友会の部

- (1) 育友会・PTA会長として、在職期間が3年以上ある者。

期間の計算については、小学校・中学校の通算とする。

3 社会教育の部

- (1) 島原市より委嘱された社会教育委員、公民館運営審議会委員、少年センター少年補導委員、図書館運営協議会委員、文化財保護審議会委員等の委員として5年以上。
- (2) 郷土民俗芸能の保存継承、文化の向上に寄与した団体、個人
- (3) 文化関係の大会出場者の表彰については、予選があるもので県大会で優勝若しくはそれと同等の賞を受け、県の代表として全国大会に出場する者又は団体。
- (4) 上記以外で個人、団体を問わず表彰に値する者。満5年以上。

4 体育保健の部

- (1) スポーツ推進委員、小学校の社会体育、スポーツ少年団の指導者他体育保健の普及・振興に貢献があった個人・団体。小学校社会体育における教職員を含む。
- (2) スポーツにおける表彰は、体育協会表彰・有馬スポーツ賞もあり、全国大会優勝等特殊な場合のみとする。ただし、全国大会とは、予選があるもので、体育協会主催又は公的団体主催の大会をいう。
- (3) 上記以外で個人、団体を問わず表彰に値する者。満5年以上。

5 部活動指導の部

- (1) 島原市内の中学校においての外部指導者で期間が満5年以上ある者。
- (2) 中学校の教職員は、学校体育なので該当しない。
- (3) 小学校の社会体育の指導者は、体育保健の部で推薦。

6 徳行の部

- (1) 徳行が卓越し、他の模範となる者。
- (2) 寄付行為については、総額100万円相当以上（金品、不動産など）のもの。
- (3) 奉仕活動等については、満5年以上。

7 その他

- (1) 島原市教育委員会表彰規程により表彰に値する者。
- (2) 同一部門内においては、再度の表彰はしない。